

## 「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
E A L の改正に伴う修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難等の防護措置を実施する起点となる E A L 発動時期の最適化等を踏まえて改正された「原子力災害対策指針」で定める緊急事態を判断する E A L および「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」を反映するとともに、これら改正を受けた事業者 E A L 判断基準解釈の見直し、記載の適正化等による修正。</li> </ul>
通報等様式の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」の改正を受けた様式の修正</li> </ul>
北海道地域防災計画（原子力防災計画編：平成 29 年 5 月修正、原子力防災計画資料編：平成 29 年 6 月修正）との整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリング班の構成名称、職務内容の反映および北海道へ貸与する資機材の数量等の変更の反映。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う通報連絡先名称の修正</li> <li>・原子力防災関連資機材の追加による修正</li> <li>・表現の適正化による修正等</li> </ul>

## （参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第 1 章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第 2 章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、関係地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第 3 章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放出放射エネルギー評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第 4 章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第 5 章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。